

大阪市公害健康被害認定審査会条例

制 定 昭 49.8.31 条例 63

改 正 昭 53.4.1 条例 5

最近改正 昭 63.3.1 条例 1

(目的)

第 1 条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 45 条第 4 項の規定に基づき、大阪市公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 審査会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の事項を調査するとともに、審査会に出席し、意見をのべることができる。
- 3 第 2 条第 2 項及び第 3 条の規定は、専門委員について準用する。
- 4 専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(施行の細目)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則 (昭 49.9.10 施行、告示 456)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 大阪市公害被害者認定審査会条例 (昭 45 年大阪市条例第 1 号) は、廃止する。

付 則 (昭 53.4.1 条例 5)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭 63.3.1 条例 1)

この条例は、公布の日から施行する。